

京都市消防局訓令甲第10号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局政策推進主任等設置規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第6条中「消防局理事（以下「理事」という。）」を「担当局長」に改める。

第8条第2項中「，理事」を削る。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(消防局総務部企画課)